

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前															
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 選定療養費</p> <p>(1) <u>初診時</u></p> <p>ア <u>医科 7,700円</u></p> <p>イ <u>歯科 5,500円</u></p> <p>(2) <u>再診時</u></p> <p>ア <u>医科 3,300円</u></p> <p>イ <u>歯科 2,090円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 入院室料差額</p> <p>(1) 魚沼基幹病院</p> <p>ア 特別S室 1日につき <u>12,100円</u></p> <p>イ 特別A室 1日につき <u>7,700円</u></p> <p>ウ 特別B室 1日につき <u>6,600円</u></p> <p>エ 特別C室 1日につき <u>5,500円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4～38 (略)</p> <p>備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1の項第1号ア</td> <td style="text-align: center;">7,700円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	1の項第1号ア	7,700円	7,000円	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 選定療養費</p> <p>(1) <u>魚沼基幹病院</u></p> <p>ア <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) <u>医科 5,500円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) <u>歯科 3,300円</u></p> <p>イ <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) <u>医科 2,750円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) <u>歯科 1,650円</u></p> <p>(2) <u>燕労災病院</u></p> <p>ア <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) <u>医科 7,700円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) <u>歯科 5,500円</u></p> <p>イ <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) <u>医科 3,300円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) <u>歯科 2,090円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 入院室料差額</p> <p>(1) 魚沼基幹病院</p> <p>ア 特別S室 1日につき <u>11,000円</u></p> <p>イ 特別A室 1日につき <u>6,600円</u></p> <p>ウ 特別B室 1日につき <u>5,500円</u></p> <p>エ 特別C室 1日につき <u>4,400円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4～38 (略)</p> <p>備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1の項第1号ア</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ア)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	1の項第1号ア	5,500円	5,000円	(ア)		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句														
1の項第1号ア	7,700円	7,000円														
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句														
1の項第1号ア	5,500円	5,000円														
(ア)																

			1の項第1号ア(イ)	3,300円	3,000円
			1の項第1号イ(ア)	2,750円	2,500円
			1の項第1号イ(イ)	1,650円	1,500円
			1の項第2号ア(ア)	7,700円	7,000円
			1の項第2号ア(イ)	5,500円	5,000円
			1の項第2号イ(ア)	3,300円	3,000円
			1の項第2号イ(イ)	2,090円	1,900円
(略)					
	3の項第1号	12,100円	11,000円		
		7,700円	7,000円		
		6,600円	6,000円		
		5,500円	5,000円		
(略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中別表1の項の改正及び別表備考の表の改正(3の項第1号の項に係る部分を除く。)は令和6年2月1日から、その他の改正は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。